

2010年(平成22年) 11月10日(水曜日)

経団連 再々開発にも公的支援を 老朽ビル増加 民主へ法改正要望

日本経団連は9日、政
府に対する11年度の規制
改革要望の一つとして、
民主党の総合特区・規制
改革小委員会に都市再開

発法の改正を求める要望
を提出した。老朽化した
再開発ビルを再び建て替
える「再々開発」を行う
場合も都市再開発法に基

づく事業として認め、財
政支援などの公的支援の
適用を可能にするよう求
めている。
都市再開発法は、都市

の再開発などを加速する
ために1969年に制定
され、権利変換を円滑に
行つたための手続きととも
に、対象事業への公的助
成や所得税、不動産取得

税、登録免許税などの課
税の特例措置を定めてい
る。
同法に基づく都市開発
事業で出来た再開発ビル
のうち、30年以上前に事
業が完了した初期再開発
事業(全国約300地区
・約860ビル)の中に
は、既にリニューアルや
耐震補強の費用がかさ
み、建て替えを躊躇せざ

るを得ないビルが少なく
ないとされる。しかし、
現行の都市再開発法は、
再開発事業の施行区域の
要件を「対象域内の土地
利用が細分化され、著し
く不健全な状態にある」
と定めているため、既に
再開発で敷地が共有化さ
れている区域で再度の再
開発を実施しようとして
も同法は適用されない。
経団連は、初期再開発

で整備された多くのビル
が各地の街づくりで重要
な場所に位置し、その機
能は現在も変わっていないと指摘。同法を改正し、
再々開発事業にも適用で
きるようにすることを要
望した。
再々開発事業に同法が
適用されれば各地で建て
替えが促進され、地区の
活性化と魅力の向上に役
立つとしている。